土浦市公告第３３０号

令和８年１０月２６日付け土浦市公告第３２３号で公告した一般競争入札の内容を訂正するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月　２日

土浦市長　　安藤　　真理子

１　訂正する入札公告の委託番号及び件名
（１）　委託番号：道管道舗工第５号及び道管道維工第１５３号
（２）　委託件名：市道Ｉ級２９号線舗装打換工事

訂正前

２　競争参加資格 この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
（１）入札参加資格	ア　令和７・８年度の土浦市における舗装工事に係る競争入札参加資格の認定において、Ｂ等級の格付けを受けていること。 イ　令和７・８年度の「土浦市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、舗装工事の年間平均完成工事高が５００万円以上であること。
（２）営業所の所在地	土浦市内に建設業法における主たる営業所を有すること。法人以外の場合は代表者が土浦市に住民登録を有すること。
（３）経営事項審査	建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査について、審査基準日が令和７年４月２０日以降の最新の経営事項審査において舗装工事について総合評定値を有すること。
（４）同時落札制限	この工事の落札者は、道管道舗工第４号及び道管道維工第１５２号の落札者になることができない。
（５）技術者の配置	建設業法を遵守すること
（６）共通事項	入札公告共通編による（１参照）

訂正後

２　競争参加資格 この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
（１）入札参加資格	ア　令和７・８年度の土浦市における舗装工事に係る競争入札参加資格の認定において、Ｂ等級の格付けを受けていること。 イ　令和７・８年度の「土浦市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、舗装工事の年間平均完成工事高が５００万円以上であること。
（２）営業所の所在地	土浦市内に建設業法における主たる営業所を有すること。法人以外の場合は代表者が土浦市に住民登録を有すること。
（３）経営事項審査	建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査について、審査基準日が令和７年４月２０日以降の最新の経営事項審査において舗装工事について総合評定値を有すること。
（４）同時落札制限	該当なし
（５）技術者の配置	建設業法を遵守すること
（６）共通事項	入札公告共通編による（１参照）

３　訂正理由
同時落札制限対象の案件が中止となったため。